

## 春日井市建設工事成績評定結果活用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の品質向上を図るため、春日井市工事成績評定要領(平成14年4月1日施行)に基づく工事成績評定(以下「評点」という。)を入札制度に活用することについて必要な事項を定めるものとする。

(総合評価一般競争入札への活用)

第2条 総合評価一般競争入札における評価値の算定において、成績が優良な者については、その評点に応じて加算をする。

2 前項の規定による加算の点数については、春日井市入札業者審査委員会において総合評価一般競争入札の案件ごとに定める。

(入札参加制限措置)

第3条 春日井市制限付き一般競争入札実施要綱(平成13年4月1日施行)第2条に規定する制限付き一般競争入札に参加する者は、入札を公告した日に対して前5年度に完成した工事(発注の際に求めた建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に基づく業種区分(以下「業種区分」という。)が当該入札に付する工事と同一の工事に限る。)の評点の各年度(評点を受けた年度に限る。)の平均点(小数点以下切捨て)を加算して5(評点を受けていない年度がある場合は、評点を受けた年度の数)で除した値が65点以上(小数点以下切捨て)の者とする。ただし、当該入札に参加する者が5者以上確保できない場合又は春日井市入札業者審査委員会が適当と認める場合は、この限りでない。

(指名停止措置)

第4条 市長は、市が発注した工事の評点が55点未満(当該工事に起因する指名停止の措置を受けたことにより評点の減点があった場合を除く。)である当該工事を請け負った者に対し、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成5年4月1日施行)別表第1第2項に該当するとし、同要領第2条の規定に基づき、指名停止の措置を行う。

(共同企業体に対する適用の特例)

第5条 春日井市共同企業体取扱要綱（平成7年4月1日施行）第2条に規定する特定建設工事共同企業体の施工に係る評点は、当該特定建設工事共同企業体のそれぞれの構成員の評点とみなす。

2 業種区分を複数求めた工事に係る評点は、構成員が当該工事の契約時に建設工事の春日井市入札参加資格者名簿に登録している業種区分うち、当該工事において求めた業種区分と同一のものの評点とみなす。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成23年8月1日から施行する。ただし、第3条の規定は平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定は、平成24年4月1日以後に公告する制限付き一般競争入札に参加する者について適用し、同日前に公告する制限つき一般競争入札に参加する者については、なお従前の例による。

3 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に公告する制限付き一般競争入札に参加する者における第3条の規定の適用については、同条中「入札を公告した日に対して前年度及び前々年度に完成した工事（建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく業種区分が当該入札に付する工事と同一の工事に限る。）の評点の各年度（評点を受けた年度に限る。）の平均点（小数点以下切捨て）を加算して2（評点を受けていない年度がある場合は、1）で除した値」とあるのは「平成21年度から平成23年度までの間に完成した工事（建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく業種区分が当該入札に付する工事と同一の工事に限る。）の評点の各年度（評点を受けた年度に限る。）の平均点（小数点以下切捨て）を加算して3（評点を受けていない年度がある場合は、評点を受けた年度の数）で除した値」とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に公告する制限付き一般競争入札に参加する者における第 3 条の規定の適用については、同条中「入札を公告した日に対して前 5 年度に完成した工事（発注の際に求めた建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に基づく業種区分（以下「業種区分」という。）が当該入札に付する工事と同一の工事に限る。）の評点の各年度（評点を受けた年度に限る。）の平均点（小数点以下切捨て）を加算して 5（評点を受けていない年度がある場合は、評点を受けた年度の数）で除した値」とあるのは「平成 21 年度から平成 24 年度までの間に完成した工事（発注の際に求めた建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に基づく業種区分（以下「業種区分」という。）が当該入札に付する工事と同一の工事に限る。）の評点の各年度（評点を受けた年度に限る。）の平均点（小数点以下切捨て）を加算して 4（評点を受けていない年度がある場合は、評点を受けた年度の数）で除した値」とする。